

**Q1** 相続時精算課税制度を利用する人が多いと聞きましたが、制度のあらまし、選択した場合の贈与税と相続税の計算の関係、留意点等を教えてください。

## ポイント

- (1) 相続時精算課税は、2,500万円までの贈与に、贈与と相続の一体課税を前提に贈与税がかからない制度で、金額の大きな贈与がしやすく、また将来の相続の遺産額が基礎控除額以下であれば、2,500万円まで無税で贈与することにもなります。
- (2) この制度を選択していくら贈与しても相続財産を減少させる効果はありませんが、値上がりが見込まれる財産や高収益物件を贈与すると相続税対策としても有効です。

## 1. 相続時精算課税制度のしくみ

2,500万円までの生前贈与に贈与税がかからない（ただし、将来の「相続時」に「精算」して「課税」されます）という相続時精算課税制度ができて3年経ちましたが、この制度の利用件数は平成15年7万8千件、平成16年で8万4千件と、多くの人が利用しています。

この制度を選択した場合、将来、贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価格にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を加算して相続税を計算します。その際、既に支払った贈与税額は相続税額から控除され、控除しきれない金額は還付されます。

### (1) 親から子供への贈与に限られ、年齢制限がある

親は65歳以上、子供は20歳以上です（子が亡くなっているときには20歳以上の孫）。

親が65歳以上であれば、子供の年齢は20歳を超えるケースが殆どですから、親の年齢がポイントとなります。なお、年齢は贈与をした年の1月1日で判定します。

### (2) 適用は贈与者である父母ごとに選択できる

親子の組ごとに適用することができます。たとえば、父親と長男の間でこの制度を選択して、母親と長男の間では従来の課税方法である暦年課税でも全くかまいません。

### (3) 特別控除額2,500万円を超えると20%の税率で課税

特別控除額は2,500万円です。この特別控除額を超える贈与には、一律20%の贈与税が課税されます。この特別控除額はその適用を受ける親子の組について、一生を通じて適用できる金額となります（ただし、基礎控除110万円の適用はできません）。

たとえば、初年度に2千万円、2年目に1千万円と数年に分けて贈与する場合には、2年目で累計2,500万円を超えますので、その超えた500万円について20%課税で100万円の贈与税を納税することになります。

### (4) 住宅資金特別控除の特例

住宅を取得するための資金の贈与については、さらに1,000万円増えて、合計3,500

万円の特別控除額となります。住宅取得資金については、親の年齢制限はなく子供が20歳以上なら、親の年齢は65歳未満でも適用できます。この住宅取得資金の特例は、平成18年度税制改正で期限が2年間延長され、平成19年12月末まで適用が可能となりました。

### (5) 税務署に届出書が必要

この制度を選択する場合には、税務署にその旨の「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。この制度を適用して贈与を最初に受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、贈与税の申告書〔第一表及び第二表（相続時精算課税の計算明細書）〕及び添付書類と共に贈与を受けた子供の所轄税務署に提出します。

## 2. 相続時精算課税と相続税額計算の流れ

長男が父親から相続時精算課税制度を選択して3千万円の贈与を受けた場合、将来相続が発生して相続税の計算をするときの贈与税と相続税の関係の流れを図でみてみましょう。

**設定条件** 相続時精算課税適用財産：3,000万円、相続により取得した財産：9,000万円

被相続人：父65歳 相続人：妻と長男36歳、長女34歳

(注) 年齢は3千万円贈与の年の1月1日現在のもの。

### 1. 相続時精算課税を選択して父が長男に3千万円贈与した年分の贈与税額の計算

2,500 500

贈与税の特別控除額 2,500万円

贈与税の計算  $(3,000 \text{万円} - 2,500 \text{万円}) \times 20\% = 100 \text{万円}$

### 2. 相続発生時の相続税額の計算

相続時精算課税適用財産 相続により取得した財産

3,000	9,000
-------	-------

相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の価額を加算して相続税額を計算します

相続税の基礎控除額 8,000	課税遺産額 4,000
-----------------	-------------

**相続税の総額** 450万円  $(2,000 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times 10\% \times 2 \text{人})$

遺産分割協議を行って、妻6,000万円、長女3,000万円それぞれ相続した

	妻	長男	長女
	6,000	3,000	3,000

**各人の相続税額** 妻 225万円 (50%) 長男 112.5万円 (25%) 長女 112.5万円 (25%)

△225万円 (配偶者の税額軽減) △100万円 (相続時精算課税)

**納付税額** 妻 0円 長男 12.5万円 長女 112.5万円

## 3. 制度の活用のしかたと留意点

### (1) 生前に計画的に財産分けができる

この制度を活用すると、自分の財産を生前に思ったように分けることができますので、突然来る相続とちがい計画的に財産を生前贈与ができ、子に最も必要なタイミングで財産移転できるメリットがあります。事業を行っている場合は後継者に事業の承継を円滑に行うこともでき、また、相続争いを防止する面でも有効です。

## (2) 選択すると「暦年贈与」に戻ることができない

この制度を選択すると途中で撤回（取り消し）できず、相続時まで継続適用になります。したがって、その親子の組については、その後は「暦年課税制度」を使うことができません（「暦年課税制度」とは、年110万円までの贈与が非課税となる従前からの制度）。

したがって、親がまだ若ければ、「暦年贈与」で贈与税の基礎控除を活用しながら財産を少しずつ確実に移転する方が相続対策として有利かも知れません。

## (3) 持ち戻しは贈与時の時価です

将来相続が発生したときに相続財産に持ち戻すのは、「贈与時の価額」となります。生前贈与した財産が不動産や株式の場合、贈与したときから相続までに値上がりした場合、その値上がり部分には相続税がかからないこととなります。一方で、相続のときに不動産が値下がりしたり、株式の会社が倒産した場合でも、贈与時の価額で相続税が計算されますので注意が必要です。

## (4) 小規模宅地の評価減が適用できない

「小規模宅地の評価減」とは、相続税の特例で、亡くなった人が所有していた土地のうち、事業所の敷地やマイホームの敷地などについては、一定面積までの土地の評価額が80%減または50%減と、大幅に相続財産を減額できる特例です。

相続時精算課税を適用して生前贈与した土地については、この評価減の特例が適用できませんので、小規模宅地の評価減の適用ができる土地については贈与しない方がよいこととなります。このように、相続時精算課税制度は、ポイントを押さえて上手に使うと相続対策上メリットがあるものとなります。

**Q2** 理事長の出身大学の後援会から、大学の施設拡充のための寄付の要請を受け、医療法人が寄付金を支出しましたが、指定寄付金として医療法人で全額損金算入して問題ありませんか。同大学は国立大学法人です。

**A**

### ポイント

- (1) 国立大学法人への寄付が医療法人の負担すべき費用として合理性があれば、医療法人が支出した寄付金は指定寄付金として全額損金算入できます。
- (2) 寄付の要請が理事長個人に対する色彩が強く医療法人との関係が薄い場合、寄付金は理事長個人が負担すべきものと認められ、理事長に対する給与となります。
- (3) 理事長の給与とされた場合、個人の所得税計算上、特定寄付金として寄付金控除（所得控除）が受けられます。

## 1. 支出した寄付金が医療法人の損金となる場合

寄付金は交際費等とちがい、事業に直接かかわりなく、また相手から反対給付のない一方的

支出であり、その支出は収益をあげるために必要な費用でないため法人税法では一定の限度を設けています。理事長の出身大学の後援会からの寄付の要請ということですが、医療法人が負担すべき費用として合理的なもの、たとえば医療法人と出身大学医学部との間に人事交流などのつながりがあるような関係にあれば医療法人が負担しても問題ないと考えられます。

大学の後援会への寄付金でも施設完成後遅滞なく国立大学法人に帰属するものは指定寄付金となります。

● 支出内容による一定部分の損金不算入

① 国、地方公共団体に対する寄付金	全額損金となる
② 指定寄付金	
③ 一般の寄付金	限度額までは損金算入とされ、一定金額を超える
④ 特定公益増進法人に対する寄付金	部分は損金不算入となる

(注) ②の指定寄付金とは、公益法人等に対する寄付金で、広く一般に募集され、教育科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献などに寄与するものとして財務大臣が指定したものをいい、国立大学法人に対する寄付金は、指定寄付金に該当することになります。

[一般の寄付金の損金算入限度額]

$$\left( \text{所得基準額} + \text{資本基準額} \right) \times 1/2$$

$$\text{所得基準額} = \left( \text{寄付金支出前の当期の所得金額} \right) \times \frac{2.5}{100} \quad \dots \quad \text{資本基準額} = \left( \frac{\text{期末資本金額} + \text{資本積立金額}}{\text{当期の月数}} \right) \times \frac{2.5}{12} \times 1,000$$

[特定公益増進法人に対する寄付金が含まれている場合の損金算入限度額]

一般の寄付金の損金算入限度額A + Aと特定公益増進法人に対する寄付金のいずれか少ない額

2. 支出した寄付金が理事長個人の負担すべき寄付金と認められる場合

大学からの寄付の要請が理事長個人に対する色彩が強く、医療法人と理事長出身大学とのつながりが特にないような場合は、理事長個人が負担すべき寄付金を医療法人に負担させたということになりますので、理事長に対する給与となります。

給与とされた理事長個人にとっては、国立大学法人への寄付金の支出は特定寄付金に該当しますので、確定申告において寄付金控除を受けることができます。

● 次の「特定寄付金」が寄付金控除の対象です ((注) 一般の寄付金は寄付金控除の対象外)

① 国又は地方公共団体に対する寄付金
② 指定寄付金 (公益法人などに対する寄付金で、教育又は科学の振興、文化の向上等に貢献するものとして財務大臣が指定したもの)
③ 特定公益増進法人に対する寄付金 (独立行政法人、日本赤十字社、民法法人など)
④ 認定NPO法人に対する寄付金
⑤ 政治資金規正法に規定する政治団体等に対する寄付金

[寄付金控除の計算式 (所得控除)]

$$\text{寄付金控除額} = \left. \begin{array}{l} \text{特定寄付金の額} \\ \text{所得金額} \times 30\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{いずれか} \\ \text{少ない金額} \end{array} - 5 \text{千円}$$

(注) 平成18年度の税制改正で、寄付金控除の適用下限額が1万円から5千円に引下げられました。